

事務事業調整報告書

協議項目	23-13 学校教育関係事務事業の取扱い(その2)	教育部会
協議細目	スクールバス、通園(学)費、給食費	
<p>1. 課題、問題点等</p> <p>&lt;スクールバス&gt;            スクールバスは、現在浜坂町のみ運行しており、温泉町では、中学校統合に伴い運行が検討されています。            保護者負担金については、浜坂町は通学費助成制度との均衡を勘案し、助成額を除いた額(1/12相当額：限度額1,200円/月)としていますが、温泉町では運行する場合は負担金を徴収しない方向で検討中です。            スクールバスの運行は、浜坂町は現行のまま引き継ぎ、温泉町は現在の検討中の結果に基づくことが適当と思われます。ただし、保護者負担金については、通学費助成制度を勘案し、将来的に統一できるよう調整することが望ましいと思われます。</p> <p>&lt;通園(学)費助成&gt;            幼稚園の通園費については、助成内容に差異がありますが、地域特性によるものであるため、現行のまま引き継ぐことが適当と思われます。            小中学校の通学費については、遠隔地の児童・生徒の負担を軽減するために助成を行っておりますが、助成内容に差異があり、又温泉町の中学校統合が行われた場合は通学定期乗車券を現物支給することを検討中であります。            このような状況を踏まえ通学費助成は、現行のまま引き継ぎ、合併後1年以内に統一することが適当と思われます。ただし、温泉町の中学校統合が行われた場合は温泉町の例により統一することが適当と思われます。なお、助成対象の通学距離は原則として3km以上とすることが適当と思われます。</p> <p>&lt;給食費&gt;            給食費は、メニューや取組みが異なるため単価に差異があります。合併後は同一とすることが望まれますが、保護者との協議が必要であるため、現行のまま引き継ぎ、合併後1年以内に調整することが適当と思われます。</p> <p>2. 調整方針</p> <p>&lt;スクールバス&gt;            スクールバスは、現行のまま引き継ぐ。</p> <p>&lt;通園(学)費助成&gt;            通園費助成は、現行のまま引き継ぐ。            通学費助成は、現行のまま引き継ぎ、合併後1年以内に統一する。</p> <p>&lt;給食費&gt;            給食費は、合併後1年以内に調整する。</p>		

事務事業調整報告書

協議項目	23-13 学校教育関係事務事業の取扱い(その2)	教育部会
協議細目	スクールバス、通園(学)費、給食費	

3 - 1 . 事務事業現況比較表 (スクールバス)

区 分		浜坂町	温泉町
運 行	小学校	4台：浜坂東小学校3台 浜坂北小学校1台	なし
	中学校	1台：浜坂中学校	
負 担 金	小学校	通学定期乗車券の1/12相当額	なし
	中学校	通学定期乗車券の1/12相当額(14,400円限度)	

3 - 2 . 事務事業現況比較表 (通園(学)費助成)

区 分		浜坂町	温泉町
対 象	幼稚園	釜屋地区	片道1.5km以上 2年保育を行う幼稚園の4歳児 * 身体障害等の場合は5歳児も含む
	小学校	片道3km以上	片道4km以上及び辺地指定区域
	中学校	片道3km以上 * 自動車通学は6km以上	片道6km以上及び辺地指定区域
助 成 額	幼稚園	通学定期乗車券の4/5(24,880円)以内	支給額=往復距離X15円/1kmX通園日数
	小学校	通学定期乗車券の11/12以内 但し、冬季間のみ対象地域は4/5以内	通学定期乗車券の2/3相当額
	中学校	通学定期乗車券の11/12以内 但し、諸寄は1/2以内、奥町は2/3以内 * 保護者負担上限額14,400円/年 * 自転車通学は9,000円/年	通学定期乗車券の2/3相当額 * 自転車通学は入学時に次の額を支給 支給額=基準額(45,000円限度)÷6X3X2/3 * 辺地地域は3,300円/年(限度額)

3 - 3 . 事務事業現況比較表 (給食費)

区 分	浜坂町	温泉町
幼稚園	225円/1食	230円/1食
小学校	230円/1食	250円/1食
中学校	250円/1食	280円/1食